

# 『公費負担医療等の手引 2017年8月版』正誤 (2017.11.16 現在)

■印は、発行後に示された厚生労働省通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正																								
4	上から 23 行目	なお、7月 <b>30</b> 日までの高齢者の高額療養費の…	なお、7月 <b>31</b> 日までの高齢者の高額療養費の…																								
19	対象病名等、上から 25 行目	・シトルリン血症 ( <b>型</b> )	・シトルリン血症 <b>1型</b>																								
33	対象病名等、上から 4 行目	<b>被爆者の一般疾病 原爆医療</b>	削除																								
107	右段下から 6 行目	<b>P.111</b>	<b>P.108</b>																								
133	左段上 (資料 6)	特定疾病療養受 <b>領</b> 証	特定疾病療養受 <b>療</b> 証																								
138	右段上から 19 行目	[負担額の残額合算： <b>30,000</b> 円 (子の一部負担) + <b>44,400</b> 円 (父と母の一部負担残額) = <b>74,400</b> 円]	[負担額の残額合算： <b>24,000</b> 円 (子の一部負担) + <b>57,600</b> 円 (父と母の一部負担残額) = <b>81,600</b> 円]																								
138	下の表 <input type="checkbox"/> 外来 a の 1 割負担の左側の枠内	<b>18,000 円</b>	<b>16,000 円</b>																								
138	下の表 <input type="checkbox"/> 外来 b の 1 割負担の左側の枠内	<b>8,000 円</b>	<b>6,000 円</b>																								
154	右段表の下より 7、9 行目	※3 <b>任</b> 所得者 ※4 <b>任</b> 所得者	※3 <b>低</b> 所得者 ※4 <b>低</b> 所得者																								
155	右段上から 8 行目	③ 児童福祉法「 <b>育成</b> 医療」「 <b>療養</b> の給付」	③ 児童福祉法「 <b>療育</b> 医療」「 <b>療育</b> 給付」																								
156	右上段表の下、上から 3 行目	※3 指定難病患者の負担額は 260 円である。(3食 780 円)。	※3 <b>医療の必要性の高い者については平成 30 年 3 月末までは 360 円である。なお、</b> 指定難病患者の負担額は…。																								
187	下部表、第 2 号被保険者の受給権者欄	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。 (下表参照)	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。 (次頁の表参照)																								
203	上部表の第 2 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 <b>(840)</b></td> <td>0</td> <td>760 <b>(1,230)</b></td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 <b>(840)</b>	0	760 <b>(1,230)</b>	990	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 <b>(470)</b></td> <td>0</td> <td>760</td> <td>990 <b>(1,460)</b></td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 <b>(470)</b>	0	760	990 <b>(1,460)</b>
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 <b>(840)</b>	0	760 <b>(1,230)</b>	990																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 <b>(470)</b>	0	760	990 <b>(1,460)</b>																								
203	上部表の第 3 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 <b>(840)</b></td> <td>0</td> <td><b>1,100</b> <b>(1,490)</b></td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 <b>(840)</b>	0	<b>1,100</b> <b>(1,490)</b>	730	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 <b>(470)</b></td> <td>0</td> <td><b>1,020</b></td> <td>730 <b>(1,200)</b></td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 <b>(470)</b>	0	<b>1,020</b>	730 <b>(1,200)</b>
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 <b>(840)</b>	0	<b>1,100</b> <b>(1,490)</b>	730																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 <b>(470)</b>	0	<b>1,020</b>	730 <b>(1,200)</b>																								
207	右段上から 4～6 行目、右記を削除	<b>特定の疾患に対する給付が対象となる。本人負担があるため医療と介護の負担額を按分計算する。</b>																									
219	左段上から 4～5 行目	… <b>4,500</b> 円以内、ただし、障害認定に係るものについては <b>5,800</b> 円以内。…	… <b>4,630</b> 円以内、ただし、障害認定に係るものについては <b>5,970</b> 円以内。…																								
385	右段上から 1 行目	自己負担を徴収する (P. <b>397</b> )	自己負担を徴収する (P. <b>395</b> )																								
504	右段上から 6、10 行目	鎖骨固定 <b>用</b> 帯	鎖骨固定帯																								
505	左段上から 17 行目	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <b>索引</b> 等の特例	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <b>索引</b> 等の特例																								
525	右段下から 17 行目	各都道府県労災 <b>保障</b> 課に <b>参照</b> されたい。	各都道府県労災 <b>補償</b> 課に <b>照会</b> されたい。																								
533	右段上から 14 行目の下に右記を追加	<b>【法令等】</b> ◎労働者災害補償法 (昭和 22 年法律第 50 号)																									
569	右段下から 2 行目	平成 27 年 4 月 1 日環境 <b>庁</b> 環境…	平成 27 年 4 月 1 日環境 <b>省</b> 環境…																								
602	左段下から 3 行目	www.npa.go.jp/higaisya/	www.npa.go.jp/higaisya/ <b>home.htm</b>																								
614	左段上から 3、4 行目	……申請者に無料 <b>診察</b> 券又は低額 <b>診察</b> 券を交付する。	……申請者に無料 <b>診療</b> 券又は低額 <b>診療</b> 券を交付する。																								
689	上段表の和歌山、「助成内容」項目の 7 行目、10 行目。下記下線部を削除	橋本病、 <b>ネフローゼ症候群</b> ：18 歳以上で入院のみ  <b>筋ジストロフィー：入院・外来</b>																									
692	都道府県庁等連絡先一覧表、「地方厚生局及び都道府県事務所 (分室)」	北海道 011-795-5105 宮城県 022- <b>726-9260</b> 埼玉県 048- <b>740-0711</b> 愛知県 052- <b>971-8831</b> 大阪府 06- <b>6942-2241</b> 広島県 082-223- <b>8181</b> 香川県 087-851- <b>9565</b> 福岡県 092-707-1125	北海道 011-795-5105 * 宮城県 022- <b>206-5217</b> * 埼玉県 048- <b>612-7508</b> * 愛知県 052- <b>228-6179</b> * 大阪府 06- <b>4791-7316</b> * 広島県 082-223- <b>8209</b> * 香川県 087-851- <b>9593</b> * 福岡県 092-707-1125 *																								
701	<b>6</b> の参照項	<b>179</b>	<b>二</b>																								
701	<b>13</b> の参照項	…になっている。ただし、 <b>初回</b> 申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。	…になっている。ただし、 <b>初回</b> 申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。																								

最新の正誤表については、保団連 HP (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表

検索

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>

